［(5)　略］

Ⅱ　組合役職員等である組合員に係る追加費用率

算式

厚生年金保険給付等追加費用率＝Ａ１×1.000

経過的長期給付追加費用率＝Ａ２×1.000

算式の符号

Ａ１　組合役職員又は連合会役職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第１に掲げる率（公立学校共済組合の組合役職員である組合員については、その他教職員の率。以下同じ。）

Ａ２　組合役職員又は連合会役職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第２に掲げる率

別表第１　厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		32.7/1000
公立学校共済組合	義務教育職員	45.5/1000
	その他教職員	27.6/1000
警察共済組合		17.6/1000
東京都職員共済組合		19.5/1000
指定都市職員共済組合		17.8/1000
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第２　経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率
地方職員共済組合	3.7/1000

［(5)　同左］

Ⅱ　組合役職員等である組合員に係る厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率の算式

厚生年金保険給付追加費用率＝Ａ１×1.000

経過的長期給付追加費用率＝Ａ２×1.000

Ａ１　組合役職員又は連合会役職員（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第１に掲げる率（公立学校共済組合の組合役職員である組合員については、その他教職員の率。以下同じ。）

Ａ２　組合役職員又は連合会役職員（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第２に掲げる率

別表第１　厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付追加費用率	
地方職員共済組合		40.5/1000
公立学校共済組合	義務教育職員	50.5/1000
	その他教職員	29.0/1000
警察共済組合		23.8/1000
東京都職員共済組合		29.8/1000
指定都市職員共済組合		20.3/1000
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第２　経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率
地方職員共済組合	6.2/1000

第明三種郵便物認可　三十五年三月三十一日